

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、国民年金制度が創設されると聞き、妻が私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、妻が自身の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であり、オンライン記録によると、一緒に納付したとされる申立人の妻の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金に加入した経緯及び申立期間の保険料の納付方法を詳細に記憶している上、これらの供述内容は、当時の保険料の取扱状況等と符合している。

さらに、申立人の妻は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から厚生年金保険の被保険者となった50年4月1日までの国民年金保険料を全て納付しており、申立人の妻の納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和48年7月に会社を退職し、同年11月に婚姻に伴いA市町村（現在は、B町）からC町（現在は、B町）に引っ越したが、同町役場の担当者から「結婚前の国民年金保険料を払ってください。」と言われ、夫が同町役場で私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入した昭和48年8月から60歳到達の前月までの保険料を全て納付していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の夫は、20歳到達月から60歳到達の前月までの国民年金保険料を全て納付している上、申立人の義父母についても、国民年金制度が創設された昭和36年4月から60歳到達の前月までの保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、「結婚して間もない頃、C町役場から結婚前の国民年金保険料を納付するよう電話があったので、夫が私の申立期間の保険料を納付してくれた。」と供述していることから、当時、申立人の夫は、申立人の申立期間の国民年金保険料が未納となっていたことを了知していたものと考えられ、前述の申立人世帯の納付意識の高さを踏まえると、夫が申立人の申立期間の保険料を納付したのとも考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月

年金事務所からの回答によると、申立期間について、国民年金の未加入期間とされている。

しかし、私は、申立期間を含む国民年金保険料の領収書を持っており、また、納付した申立期間の保険料を還付してもらった記憶も無いので、申立期間について、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA町（現在は、B市）発行の昭和53年度国民年金保険料納入通知書兼領収書を見ると、申立期間の国民年金保険料が昭和54年2月15日付けで領収されていることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、保険料に関する記録欄の昭和54年2月の欄には、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す「納」の押印が確認できる一方、「喪失」の押印が有り、申立人が54年2月15日に任意加入被保険者の資格を喪失している旨記載されているが、当該被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録において、申立期間に係る保険料が還付されている記録は見当たらない。

これらのことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、記録上、国民年金被保険者となっていないことを理由として、申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないとするのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和54年6月から同年10月までの国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、当該期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であるから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年12月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、国民年金の未加入期間とされている。

しかし、私は、母親から、私が20歳になった昭和54年*月頃、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、自身の国民年金保険料と一緒に私の申立期間の保険料を集金人に又は納付書で納付していたと聞いている。

申立期間のうち昭和54年6月から56年6月までの期間及び57年5月から同年12月までの期間について、私は、厚生年金保険被保険者であったが、納付した国民年金保険料を還付してもらった記憶が無いので、当該期間の保険料を還付してほしい。また、申立期間のうち56年7月から57年4月までの期間について、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和54年6月から同年10月までについて、申立人が所持するA市発行の国民年金保険料領収証を見ると、申立人の当該期間の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、上記期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが、申立人に対して、当該期間の国民年金保険料が還付されたことを示す行政側の記録は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和54年11月から57年12月までについて、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、A市において54年7月16日に払い出されているものの、同払出簿の申立人の異動状況欄には、「取消55. 1厚生年金加入のため」と記載されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間後に住所を移したB市において、上記の記号番号とは別の記号番号(*)が昭和61年4月1日に払い出されていることが確

認できるが、これら二つの記号番号のほかに、申立人に対して、別の相手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから判断すると、55年1月から61年3月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は申立人の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、昭和55年5月7日から56年7月30日までの期間について、住所をA市からC市に移していることが確認できることから、当該期間に係る申立人の国民年金保険料について、申立人の母親がA市において集金人に及び同市の納付書で納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親から申立期間のうち昭和54年11月から57年12月までの保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

また、申立人の母親が、申立期間のうち昭和54年11月から57年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年6月から同年10月までの国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。しかしながら、当該期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であるから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年3月まで
年金事務所の記録によると、申立期間の国民年金保険料が未納又は国民年金の未加入期間とされている。

しかし、私は、昭和46年に結婚したが、結婚して数年経過した頃、集金人から「今なら遡って国民年金保険料を納付することができる。」と聞いたので、私は、自身の国民年金保険料と元妻の保険料を各々20歳まで遡って納付したはずである。

以上のことから、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月8日に申立人の元妻と連番で払い出されており、オンライン記録を見ると、申立人は、20歳到達月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。この時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、当該特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人から申立期間に係る保険料の納付金額及び納付方法について具体的な供述は得られない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立人が昭和47年度及び48年度の国民年金保険料を過年度納付している記録は確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す記録は見当たらず、これらの記録はオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録と一致しており、行政機関の記録管理に不自然な点も見受けられない。

さらに、申立人の元妻の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立人の元妻の昭和47年度及び48年度の国民年金保険料は、申立人の当該年度の保険料とそれぞれ同一日に過年度納付されていることが確認できるものの、オンライン記録、申立人の元妻に係る上記の被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の元妻についても、申立人と同様に

20歳到達月から昭和47年3月までの保険料が未納となっている上、申立人の元妻から、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年7月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、平成2年又は3年頃、市役所から電話があり、国民年金の説明を受けた。この時、担当者から遡って国民年金保険料を納付するよう言われたが、まとめて保険料を納付することが困難だったので、申立期間を含め分割して納付書を発行してもらい、当時、勤務先に来ていた金融機関の従業員に、毎月、保険料の納付を依頼していたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年9月に払い出されているとともに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、被保険者資格取得届の受付年月が同年8月と記録されているほか、「適用特別対策分」と押印されていることが確認できる。同市では、当時、国民年金未加入者に対し加入勧奨を行い、この勧奨により加入した被保険者の国民年金被保険者名簿には、当該押印を行っていたことから判断すると、この頃に行行政側の加入勧奨により、初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間を含め、分割納付書を発行してもらったのはこの時だけだったと思う。」と供述しているところ、申立人が所持する過年度保険料の領収証書に記載された納付書発行年月日が確認できるものは、全て平成3年9月21日となっており、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間、56年4月から57年3月までの期間及び同年10月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和57年10月から60年6月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和50年2月に婚姻してから、夫が私の国民年金保険料を自宅又は夫が経営していた店で、集金人に未納期間無く納付していたことを記憶しているので、申立期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の夫から、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

また、A市の昭和51年度及び56年度から60年度までの国民年金保険料検認一覧表を見ると、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、当該一覧表の記録は、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同市の国民年金被保険者名簿の記録と一致しており、行政機関の記録管理に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間は3期間であり、合計48か月に及んでいる上、申立人の夫が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、両親が、私と父親の未納期間の国民年金保険料を遡って納付することについて話し合っていたことを記憶しており、母親から、私の申立期間を含む保険料及び父親の保険料を一緒に納付したと聞いたので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が20歳に到達した昭和41年*月*日を国民年金被保険者の資格取得日として、44年4月15日に発行されたことが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄には「44. 2. 20 届出」の記載が確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年2月20日頃に行われたものと推認できる。

一方、申立人の父親に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、上記の加入手続が行われた後、次に申立人の父親に係る国民年金保険料が遡って納付されたのは、申立人の昭和43年度の保険料が過年度納付された日と同じ昭和44年12月1日であることが確認できるところ、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親からも、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった上、申立人の父親は既に死亡していることから、これら当時の状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。